

(3) 土場残材等未利用資源の利用拡大

近年、間伐の実施に伴い発生する林地残材等の未利用資源を木質ボード、畜産用敷料、ペレット原料、ボイラー燃料として利用したり、石炭火力発電で混焼利用する取組みが行われています。

現在は、比較的まとまっていて集荷条件の良い土場周辺にある土場残材について販売していますが、今後は、土場残材の更なる利用拡大に努めるとともに、現状では伐採搬出過程で林内に放置される末木枝条を丸太と一緒に搬出し効率的に利用する技術の開発にも取り組みます。

また、木質ペレットストーブ、ボイラーの普及を図るため、市町村、森林組合等と連携して作成したリーフレットを植樹祭等で配布します。



土場残材



木質ペレットストーブ



木質ペレット等のPR用リーフレット

問い合わせ先

北海道森林管理局 販売第一課

TEL : 050-3160-6295 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

6 フォレスターなど人材の育成

森林・林業再生プランのポイントは、戦後造成し、現在充実しつつある森林資源を有効に活用するとともに、無秩序な伐採の抑制や適切な更新を確保し、持続可能な森林経営を実現していくため、新たな森林計画を実効あるものとすることです。

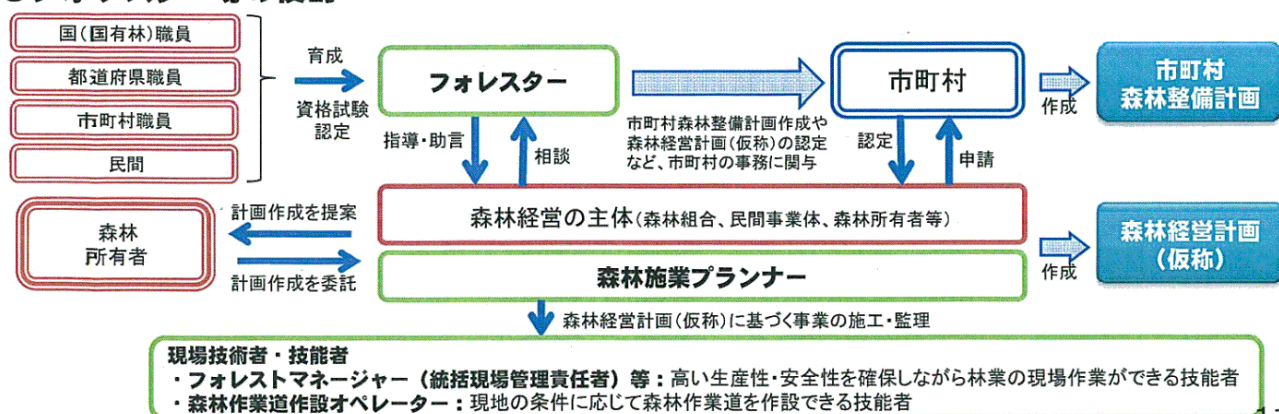
そのためには、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画（仮称）の認定・実行監理など森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する新たな人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターの育成と活用が不可欠なものとなっています。

また、対象区域内の森林所有者をまとめ森林経営計画（仮称）を作成するキーパーソンになる森林施業プランナーや森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設したり高性能林業機械を操作したりするオペレーターなどの現場の技術者・技能者の育成が不可欠となっています。

このような中、平成23年度以降、北海道森林管理局は、森林・林業再生プランを踏まえ、国有林野の多様な立地を活かして、北海道における森林経営のニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供することなど集合研修（准フォレスター研修、林業専用道技術者研修）等を実施し、人材を計画的に育成していく予定です。

なお、准フォレスターとは、フォレスターが認定され本格的に始動するまでの間、都道府県職員や国職員等のうち森林計画制度に関する研修（准フォレスター研修）を受けた者を認定するものであり、市町村森林整備計画の策定等の支援業務を行います。

○フォレスター等の役割



問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL: 050-3160-6285 FAX: 011-616-4021

Ⅱ 森林吸収源対策の推進と生物多様性の保全

昨年12月、メキシコ・カンクンで開催された気候変動枠組み条約第16回締約国会議（COP16）において「カンクン合意」が採択され、同合意は、産業革命以前からの気温上昇を2度以内に抑えることを呼びかけるとともに、先進国、途上国共に温室効果ガスの排出抑制に向けた目標や計画を設定することを訴えました。北海道森林管理局は、森林の二酸化炭素吸収量を確保するため、引き続き森林の整備に取り組み、森林吸収源対策を推進します。

また、昨年10月、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において「名古屋議定書」とともに「愛知ターゲット」が採択され、2020年までの具体的な目標が示されました。

北海道の国有林には、希少な野生生物等が生息・生育していることから、持続的な森林経営の一環として、豊かな森林生態系をより良い形で効果的に保全し、次の世代に引き継いでいくため、「森林生態系保護地域」など保護林の拡充に取り組みとともに、地域住民との協働による自然再生の取り組みを進めてきましたが、今年度は、これらの取り組みを更に充実させていきます。

○ 保護林の拡充

	H22.4（拡充前）	H23.4（拡充後）
面積	198,161.78 ha	344,590.17 ha
北海道国有林に対する割合	6.46 %	11.23 %



日高山脈（日高町沙流川流域上流）



大雪山系（新得町十勝川流域上流）

【愛知ターゲット（抜粋）】

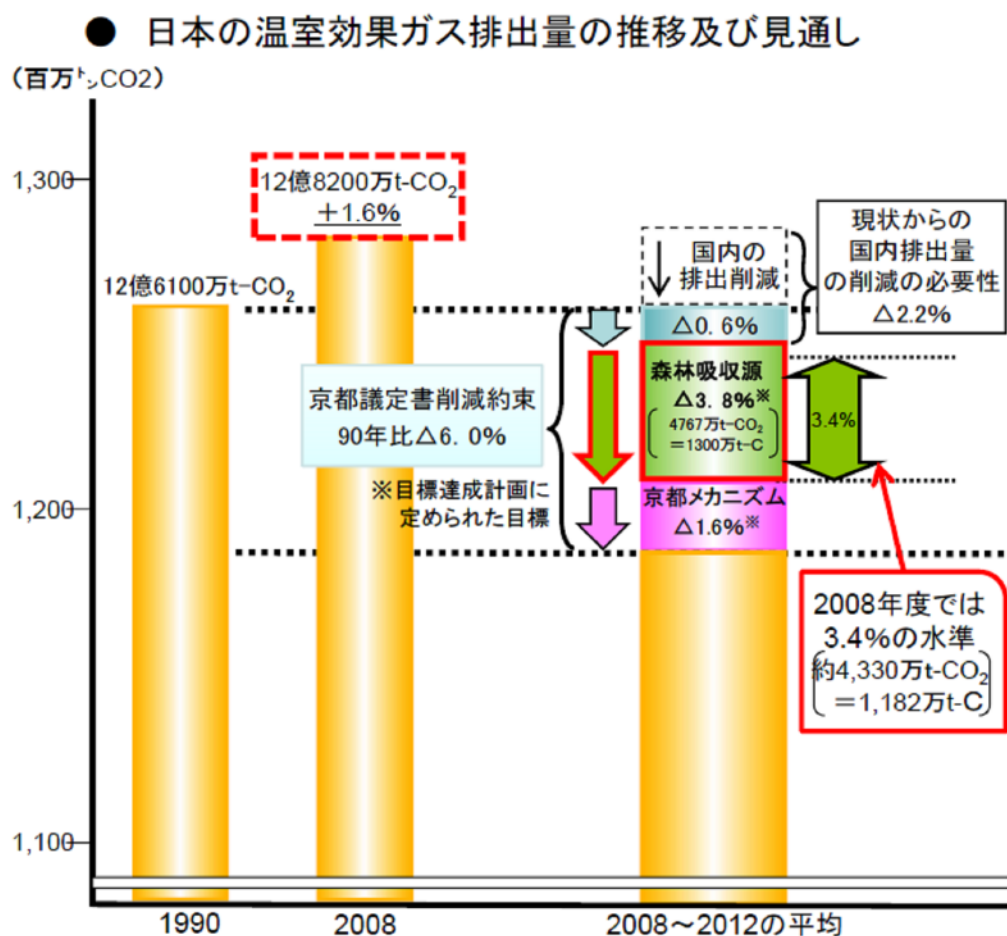
（個別目標）

- ・遅くとも2020年までに、生物多様性に悪影響をもたらす補助金などの仕組みは、多様性への負の影響を回避、あるいは最小にとどめるため廃止、段階的廃止もしくは改革する。生物多様性の保全と持続的な利用に役立つ奨励措置を導入する。
- ・2020年までに、森林を含むすべての動植物の生息域の損失速度を可能ならゼロに近づけ、少なくとも半減し、劣化や破壊を大幅に減らす。
- ・2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
- ・2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%を保護地域等によって保全される。

1 森林吸収源対策の推進

平成9年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3（京都会議））において、温室効果ガス排出量についての数値目標等を定めた京都議定書が採択され、その後、我が国の温室効果ガス削減目標について、森林吸収源として算入できる上限は1,300万炭素トンと定められました。森林吸収源の対象となる森林は、平成2年以降に間伐等の森林整備等により適切な森林経営が行われている森林に限られることから、北海道森林管理局は、間伐等の森林整備を積極的に推進します。

間伐等の森林整備は、地球温暖化防止の効果があることに加え、森林・林業再生プランの目標である10年後の木材自給率50%以上の達成や、国土保全など森林の持つ公益的機能の発揮に必要不可欠な活動であり、今後とも計画的に進めていきます。



問い合わせ先

北海道森林管理局 計画課

TEL: 050-3160-6283 FAX: 011-614-2652

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL: 050-3160-6288 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第一課

TEL: 050-3160-6295 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL: 050-3160-6296 FAX: 011-614-2654

2 生物多様性の保全

(1) 「森林生態系保護地域」など保護林の拡充と評価

「森林生態系保護地域」など保護林は、大正４年（1915 年）に発足した国有林独自の制度であり、天然林等を貴重な自然環境として適切に保護するために設定された区域です。北海道森林管理局は、平成２２年度に貴重な野生動植物が生息する「大雪山・日高山脈森林生態系保護地域」等の大幅な拡充を行いました。

○ 森林生態系保護地域等の面積

	(再編・拡充前) 平成２２年４月	(再編・拡充後) 平成２３年４月
大雪山	10,867.29 ha	79,860.05 ha
日高山脈	66,351.40 ha	143,787.03 ha
緑の回廊	19,264.63 ha	17,367.62 ha

また、国有林では、保護林の概況を把握し、その機能を高めるため、平成１９年度から新たに保護林における植生等のモニタリング調査を行うとともに、「保護林管理強化対策事業検討委員会」を設置し、保護林の機能について継続的に評価することとしています。

北海道森林管理局は、５年周期で全道の保護林を調査・評価することとしており、平成２３年度は、調査１順目の最後となる後志胆振・石狩空知・上川北部の３計画区に設定されているすべての保護林を対象として、空中写真の判読や現地における調査、定点における撮影等を行うとともに、専門家による調査結果の評価を行います。



雌阿寒トドマツ保護林（２２年度調査）
通導障害、酸性雨等いくつかの原因が疑われる
トドマツの立ち枯れが発生。原因解明のための
詳細な調査が必要（根釧西部森林管理署管内）



イチイ純林保護林（２２年度調査）
エゾシカ食害が発生。防除対策が必要
（根釧東部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 計画課

TEL：０５０－３１６０－６２８３ FAX：０１１－６１４－２６５２

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：０５０－３１６０－６２８５ FAX：０１１－６１６－４０２１

(2) 地域住民との協働による自然再生

北海道森林管理局は、平成１９年度に生物多様性検討委員会において「にしんの森再生プロジェクト」（留萌南部森林管理署管内）と「北限のブナ復元プロジェクト」（後志森林管理署管内）を立ち上げ、森林の生物多様性を評価するための調査や専門家を交えた現地検討会を実施するとともに、地元の住民団体と協働してササ生地への多様な樹種の植込み等を行ってきました。

平成２３年度は、引き続き住民参加の森づくり活動を実施するとともに、これまでの試行的取組みの経過観察を続け、必要に応じて生物多様性に関する補足調査を実施します。

また、北海道には、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が２箇所設置されており、湿原に係る自然再生に取り組んでいます。

釧路湿原上流域の雷別地区国有林（根釧西部森林管理署管内：標茶町）では、水土保持機能を高め、シラルトロ沼とその上流の河川や湿原を保全するため、高林齢のトドマツが立ち枯れて疎林となった箇所を対象として、生物多様性に配慮しながら地域住民と協働による郷土樹種の植栽等により森林を再生する事業を実施します。

サロベツ湿原に隣接する稚咲内海岸砂丘林（宗谷森林管理署管内：豊富町・留萌北部森林管理署管内：幌延町）では、大小１００以上の湖沼が存在するなかで、近年、湖沼が原因不明の水位低下等により減少傾向にあることから、周辺の森林環境への影響が危惧されており、水位低下の原因や周辺の生態系への影響についての調査により得られた科学的なデータに基づき必要な対策を立て、自然再生に取り組めます。



雷別地区自然再生事業地でのボランティア植樹



稚咲内海岸砂丘林の湖沼での水位計による水位調査

— 問い合わせ先 —

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：０５０－３１６０－６２８５ FAX：０１１－６１６－４０２１

Ⅲ 国民生活の安全・安心の確保

昨年7月から8月にかけて局所的な集中豪雨により、芦別市野花南における地すべりをはじめ道内各地において森林被害が発生しました。

森林は、土砂の崩壊や流出を防ぎ、水資源をかん養するなど国民生活の安全・安心を確保するために欠かすことのできない様々な公益的機能を有していますが、森林被害の跡地を放置しておくと、こうした重要な機能の発揮に大きな支障を及ぼすのみならず、更なる被害の拡大をもたらすことが心配されることから、今年度は野花南の地すべり対策をはじめ昨年の集中豪雨による森林被害の速やかな復旧に取り組むとともに、平成16年9月の台風18号による風倒木被害地の復旧にも引き続き取り組みます。

また、最近、生息数が急速に増加しているエゾシカは、農業生産や住民生活に深刻な被害を及ぼしているのみならず、森林植生への食害や樹木の剥皮など森林にも被害を及ぼしており、水土保持など森林の有する公益的機能の発揮に支障を来すことが心配されるため、エゾシカによる森林被害の実態把握等に引き続き取り組むとともに、北海道、市町村や関係団体との連携を深め、更に有効なエゾシカ対策を推進します。



山腹崩壊を防止するための治山施設
(((日高南部森林管理署管内)



エゾシカを生体捕獲する囲いワナ
(根釧西部森林管理署管内)

1 国民生活を守る治山事業と森林づくり

(1) 昨夏の集中豪雨災害の復旧

平成22年度は、局地的な豪雨や豪雪、火山噴火等による自然災害が日本各地で発生し、全国に大きな被害が発生しました。更に、3月11日には東日本大震災による未曾有の被害が発生し、多くの尊い生命と大切な財産が失われました。

北海道においては、7月から8月にかけて発生した局所的な集中豪雨により、芦別市野花南の地すべり災害をはじめ広い範囲で山地災害が発生し、土砂流出等により国道が通行止めになったり、飲料水の貯水池に濁水が流入し断水する等の被害が発生しました。

このような集中豪雨により発生した山地災害を早急に復旧し、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与するため、再度災害を防止する治山施設の設置や森林の山地災害防止機能を高める保安林の整備等を行います。



8月22日に発生した芦別市野花南の地すべり災害
(空知森林管理署管内)



8月14日の豪雨により発生した泉源ダム（飲料水専用貯水池）
周辺の山地災害（留萌北部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 治山課

TEL: 050-3160-6297 FAX: 011-614-2654

(2) 市民等との協働による森林づくりの展開

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全などといった地球環境保全に対する国民の関心が高まる中、一般市民の方々やNPO等が行う森林ボランティア活動や森林体験活動が活発化するとともに、CSR活動（※1）の一環として森林づくりに参画する企業も増えてきています。

このような中、平成16年9月の台風18号の風倒木被害を受けた支笏湖周辺等の国有林においては、公募で集まった多数の一般市民の方々やNPO、企業等が森林管理署との森林づくりに関する協定を締結し、水土保持等の機能回復を図るべく失われた森林の再生に取り組んでいます。

また、北海道の海岸の多くは、かつては森林で覆われていましたが、開拓に伴う森林伐採や山火事等により森林が荒廃して砂漠化が進み、地域に飛砂等の被害が広がっていたため、北海道森林管理局は、えりも岬国有林（えりも町）や砂坂海岸林（江差町）等において、地元漁業者や自治体の協力を得ながら厳しい自然環境の中で植林や防風施設の設置等により緑豊かな海岸林の復旧に取り組んでいます。

平成23年度は、引き続き一般市民、地元関係者、NPOや自治体等と協力しながらこうした森林づくりの更なる展開を図ります。

なお、取組みの一つとして、地域の自然植生と考えられる様々な広葉樹を密に混ぜて植える植栽方法による植樹会（※2）を地域の皆さんに参加していただき開催します。



支笏湖周辺台風による風倒木が発生した箇所の被害状況(平成16年9月)
(石狩森林管理署管内)



平成21年度から参画した企業の植樹作業
(胆振東部森林管理署管内)

（※1）CSR とは、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のことをいい、その一環としてボランティアによる森林づくり活動があります

（※2）この植樹会は、横浜国立大学の宮脇昭名誉教授に指導していただく予定です。

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL : 050-3160-6285 FAX : 011-616-4021

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL : 050-3160-6288 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 治山課

TEL : 050-3160-6297 FAX : 011-614-2654

2 エゾシカ対策の積極的な推進

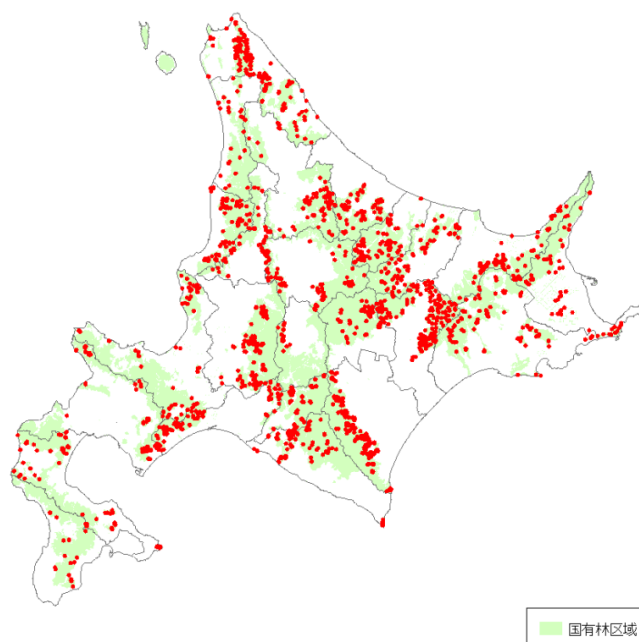
(1) エゾシカ被害の実態把握

エゾシカが生息数の拡大により森林生態系に及ぼす影響については、樹皮剥ぎによる樹木の枯死や稚幼樹を含む下層植生の消失等が多くの地域で確認されていますが、こうした被害の程度を定量的に把握する手法を確立するため、平成21年度から外部有識者による「エゾシカの立木食害等が天然更新等に与える影響調査検討会」を立ち上げ、これまで全道6地域においてモニタリングサイトを20箇所ずつ設置、森林への影響等を把握するとともに、その結果を踏まえ平成22年度はチェックシートを用いた簡易な方法で職員が行う影響調査を全道3千箇所余りで実施しました。

平成23年度は、新たに3森林管理署管内でモニタリングサイトを20箇所ずつ設定するほか、前年度実施したチェックシートを用いた職員による影響調査についても引き続き実施し、エゾシカが森林生態系に及ぼす影響の実態把握に取り組みます。なお、これらの調査結果については、関心を持つ多くの方々にも活用していただけるよう、調査データを含めて北海道森林管理局ホームページ上で順次公開していく予定です。



詳細影響調査現地検討会（空知森林管理署管内）



簡易影響調査「シカの痕跡等分布図」